

第 3 次千葉市 D V 防止 ・
被害者支援基本計画
【 素案 】

目 次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の背景
- 3 定義
- 4 計画の位置づけ
- 5 計画の期間

第2章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 施策体系表
- 4 数値目標

第3章 施策の展開

- 基本目標Ⅰ 暴力根絶と人権尊重のための啓発・教育の推進
- 基本目標Ⅱ 多様な相談体制等の充実
- 基本目標Ⅲ 被害者・子どもの安全確保の徹底
- 基本目標Ⅳ 被害者・子どものケアと生活再建の支援
- 基本目標Ⅴ 施策推進のための連携協力、体制整備

第4章 計画推進にあたって

- 1 推進体制
- 2 計画の進行管理

1 計画策定の趣旨

すべての市民が安心して暮らしていくためには、暴力のない社会の実現が必要です。

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、親密な間柄（配偶者間、パートナー間、交際相手間）において行われる暴力であり、外部からその発見が困難な家庭内等で起こることが多いため、発見や対応が遅れ、潜在化しやすく、被害が深刻化しやすい特性があります。また、父母間でDVがある場合、その子どもに対し直接的な暴言や暴力がなくても、子どもはDVを目撃したことの衝撃などによって、心理的な虐待を受けている状態になっている場合もあります。

本市の実態調査においても、依然として固定的な性別役割分担意識があることや、女性の約 5 人に 1 人は DV 被害経験があると回答するなど、当事者間の問題にとどまらず、今後も継続して社会全体としてその解消に取り組むべき重要な課題の一つであると言えます。

我が国においては、平成 13 年 4 月に配偶者からの暴力防止及び被害者の保護を図ることを目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されました。平成 25 年 6 月の法改正では、生活の本拠を共にして交際をする関係にある相手からの暴力及びその被害者についてもこの法律を準用することとなり、令和 2 年 4 月の一部改正では、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化、連携先として児童相談所が明文化されました。さらに、女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家族関係破綻など複雑化、多様化、複合化したことを受け、様々な困難な問題に直面する女性を対象とした包括的な支援を行うため、「困難な問題を抱えた女性への支援に関する法律」が令和 6 年 4 月に施行されることとなりました。

このような動向の中、本市では、「ちば男女共同参画基本計画・ハーモニープラン」に基づいて、本市のDV防止・支援体制の更なる推進を図るために、平成 24 年 7 月に「千葉県DV防止・支援基本計画」を、平成 28 年度には「第 2 次千葉県DV防止・支援基本計画」を策定し、DV防止・被害者支援の計画を推進してきました。

DVの根絶を目指し、被害者にも加害者にもさせないための教育の推進、多様化する相談者への対応、被害者・子どもの安全確保と生活再建の支援のなど DV 対策のより一層の充実を図るため、新たに「第 3 次千葉県DV防止・被害者支援基本計画」を策定するものです。

2 計画策定の背景

(1) 国の動き

国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取り組みが進められてきました。

平成13年4月に、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を図ることを目的として、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を制定しました。

平成16年5月の法改正において、国の基本方針策定及び都道府県における基本計画策定の義務化等が行われ、さらに、平成19年7月には、基本計画策定が市町村の努力義務となりました。

その後、平成25年6月の法改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者へもこの法律を準用することとし、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」という）」に改められました。

令和2年の法改正では、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上にも明確化されるなど、DV対応部門と児童虐待対応部門の連携が示されました。

また、令和4年5月には女性が抱える困難な問題の多様化・複合化、複雑化等に対応するため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和6年4月1日施行）が公布され、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点が明確に規定されました。

(2) 千葉県の動き

千葉県では、平成18年3月に「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」を策定し、続いて、DV防止法の改正に合わせて、平成21年3月には「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第2次）」を策定し、以降2度の改定を経て、令和4年3月には、「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第5次）」を策定しました。

第5次計画では、「DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進」「安全で安心できる相談・一時保護体制の充実」「被害者の自立に向けた支援」「子どもの安全確保と支援」「市町村におけるDV対策の促進」「被害者支援のための体制強化」を6つの基本目標とすることが示されています。

(3) 千葉市の動き

千葉市では、「DVの根絶」を基本理念として、平成24年7月に「千葉市DV防止・支援基本計画」、平成28年3月には、「第2次千葉市DV防止・被害者支援基本計画」を策定し、「暴力を許さない地域づくりの推進」「相談体制等の充実」「被害者の安全確保の徹底」「被害者の自立と生活再建の支援」「施策推進体制の整備」の5つの基本目標と、12の施策の方向性を設定し、34の施策を展開することにより、DVの防止、被害者の保護と心身のケア、自立支援などの総合的なDV対策を図ってきました。

主な成果としては、平成28年度に婦人相談員を増員し、相談機能体制の強化を行ったほか、令和2年度からDV被害女性が、自尊心を回復し自立した生活ができるようになることを目指し、DV被害者のための自立支援プログラムを開始しました。

数値目標として設定した「どんな理由があろうと暴力は許されないと回答する者の割合」「デートDV」という言葉を知っている高校生の割合」「配偶者等からの暴力の相談窓口を知っている者の割合」については、計画策定時と比べて、確実な増加は図られているものの、令和3年度末時点で目標までには至っておらず、引き続き各種施策に取り組んでいるところです。

3 定義

本計画では、「DV防止法」に規定する「配偶者（事実婚・元配偶者も含む）からの暴力、または、生活の本拠を共にして交際をする関係にある相手からの暴力」に加え、「交際相手からの暴力（デートDV）」も対象として含めることとします。

また、この計画における「暴力」とは、殴ったり蹴ったりするなどの「身体的暴力」、不適切な言動等により相手の心を傷つける「精神的暴力」、性的行為を強要する等の「性的暴力」、生活費を渡さない等の「経済的暴力」、実家や友人等との付き合いを制限する等の「社会的暴力」を指します。

4 計画の位置づけ

本計画は、千葉市男女共同参画ハーモニー条例第9条に規定する「ちば男女共同参画基本計画・第5次ハーモニープラン」の一部として位置付け、「基本目標Ⅱ 安全・安心で自分らしい暮らしの実現」の「施策の方向性1 配偶者からの暴力の防止と被害者への対応」に基づき、DV防止・被害者支援体制の更なる推進のため、具体的な方針、取組みをまとめたものです。

また、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画とします。

5 / 計画の期間

この計画は「ちば男女共同参画基本計画・第5次ハーモニープラン」の一部に相当するものであることから、計画期間を合わせ、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

また、5年後の計画見直しに際しては、「ちば男女共同参画基本計画・第5次ハーモニープラン」との一体的な見直しも含めて検討を行います。

なお、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」の見直し等により、新たな事項を計画に盛り込む必要が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

1 基本理念

DVの根絶

DVは、一方的な暴力によって他方を支配する行為であり、本来であれば、パートナーとして大切にされるはずの相手からうける暴力行為は、被害者の心身を深く傷つけ、時には生命に関わる事態にまで発展することがあり、時には自己肯定感を根底から奪い、生涯にわたって癒えない心的外傷となることもあります。また、暴力のある環境で育つ子どもは、同様に心身に深い傷を負い、暴力を学習することで、世代間の負の連鎖を生むことさえあり、当事者間の問題に留まらず、社会全体に影響を及ぼす大きな問題です。

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、いかなる理由があろうとも、暴力をふるうことは決して正当化されるものではなく、許されないものです。

本計画では、「DVの根絶」を基本理念とし、一人ひとりが互いを尊重し、信頼しあえる関係のもと、全ての市民が、暴力の無い安心した生活を送れる社会を目指し、重大な人権侵害となるDVの防止、被害者・子どもの安全確保と心身のケア、生活再建のための支援などの総合的なDV対策を行います。

2 基本目標

「DVの根絶」を実現するため、次の5つの基本目標を設定します。

基本目標Ⅰ 暴力根絶と人権尊重のための啓発・教育の推進

市の「配偶者等における暴力に関する調査」（令和2年度実施、以下「配偶者等調査」）ではDV防止法の認知度が9割以上、市立高校生を対象とした「交際相手からの暴力（デートDV）についての意識・実態アンケート調査」（令和3年度実施、以下「高校生調査」）では、デートDVの認知度が7割以上と、いずれも前計画策定前の同調査結果と比較して高くなっており、一定の向上が図られています。一方、その内容まで知っている割合はどちらも半数にも満たないことや、「配偶者等調査」において、「どんな理由があろうと、暴力は許されない」と回答した割合は7割に満たない等、引き続きDVに対する正しい認識を市民全体に広げていくための取り組みが必要です。

また、高校生調査では、「デートDVをなくすために必要な取り組み」として、「学校で、生徒や学生を対象にした人権教育や性教育、DV予防教育を行う」と回答した人の割合が7割以上と最も高かったことから、予防教育の必要性が認識されていることや、国の第5次男女共同参画基本計画においても「女性に対する暴力を根絶するため、暴力の加害者、被害者、傍観者とならないための幼児期からの教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備等、暴力の根絶のための基盤づくりの強化を図る」ことを基本認識としていることから、今後も継続して若年層からの予防教育に引き続いて取り組むことが必要です。

多様な広報媒体により、幅広く暴力根絶の普及啓発を行うとともに、幼少期から、被害者にも加害者にもさせないための人権教育やデートDV防止のための教育を推進します。

基本目標Ⅱ 多様な相談体制等の充実

配偶者等調査では、相談窓口を知っている割合が約4割に留まっていることや、暴力をふるわれた時に「どこにも相談したことはない」と回答した者が4割を超え、そのうち、相談しなかった理由として、「相談しても無駄だと思ったから」と回答した割合が3割であることから、相談窓口の認知度が未だに低く、被害を受けた等の際に相談することの動機付けに十分につなげていない状況です。

また、相談者の年齢や性別、国籍、障がいの有無等、家庭をめぐる状況や背景が多様化していることから、あらゆる相談者に対応できる方法による相談窓口の周知や相談体制の確保を実施していく必要があります。

被害者を早期に適切な支援に結びつけられるように相談窓口の周知を強化するとともに、多様な相談者のニーズに対応するための職員の確保と相談しやすい環境を整備します。

基本目標Ⅲ 被害者・子どもの安全確保の徹底

DVから逃れてきた被害者やその子どもたちについて、生命・身体を危険から守り、安全を確保することは、何よりも優先すべき取り組みです。

配偶者等調査では、配偶者から子どもへの暴力は、DV被害経験がある場合で約2割と、DV被害経験がない場合に比べ高くなっています。また、家庭内で配偶者に対する暴力を行うことは子どもに著しい心理的外傷を与え、心理的虐待に当たるとされています。

DVと児童虐待が相互に重複して発生している事案があることも踏まえ、DV対応、児童虐待対応を行う関係機関の相互連携を強化するとともに、被害者への支援だけでなく、一時保護中の子どもへの支援も充実させる必要があります。

安全な一時保護体制を強化するとともに、一時保護中の子どもへのケアを充実させます。また、虐待対応部門との連携強化や面前DV通告時にDV被害者支援の視点を踏まえた対応を強化していきます。

基本目標Ⅳ 被害者・子どものケアと生活再建の支援

長期間にわたり暴力を受けてきた被害者は、避難した後も精神的な影響が多く残り、またその子どももDVを目撃したことによる心理的な影響や生活環境の変化により大きなストレスを受けている状況にあります。

配偶者等調査では、被害者が安心して生活するために必要なこととして、「暴力の影響から回復できるように、精神的・心理的支援をする」、「暴力にさらされて育った子どもケアを行う」と回答した割合がそれぞれ約6割となっています。

DV被害者の自立には、生活資金や住居の確保、子どもの通学・通園などの早急な対応、離婚や就職など中期的な対応、被害者や子どもの心身のケアなどの長期的な対応を、切れ目なく支援していく必要があります。

被害者が自立をするための手続きを円滑に進められる体制を整備するほか、切れ目のない被害者や子どもの心身のケアに取り組みます。

基本目標Ⅴ 施策推進のための連携協力、体制整備

本市では、要保護児童対策及びDV防止地域協議会をはじめとして、市、関係機関等が情報や支援方針を共有し、DV防止と被害者支援の取り組みを進めていますが、被害者等の早期発見や適切な保護等を図るためには、関係機関等とのさらなる連携体制の強化が必要となっています。

配偶者等調査では、被害者が安心して生活するために必要なこととして、「被害者へ不適切な対応をしないよう、支援に携わる行政機関を育成する」と回答した割合が9割以上となっています。相談件数は増加傾向にあり、その相談内容も複合化してきていることから、庁内外の支援者となりうる者の資質向上やスムーズに連携を図るための体制づくりが必要です。

また、同調査で「加害者への罰則を強化する」、「加害者を対象として、暴力防止のための教育を行う」と回答した割合が、合わせて半数以上となっていることから、加害者教育や加害者相談の体制構築に向けた動向把握・情報収集を行っていくことが必要です。

継続的に職員の資質向上を図るとともに、関係機関等との連携を図り、それぞれの役割に応じた被害者支援対策を強化します。また、加害者教育や加害者相談の体制構築に向けた動向把握や情報収集を行います。

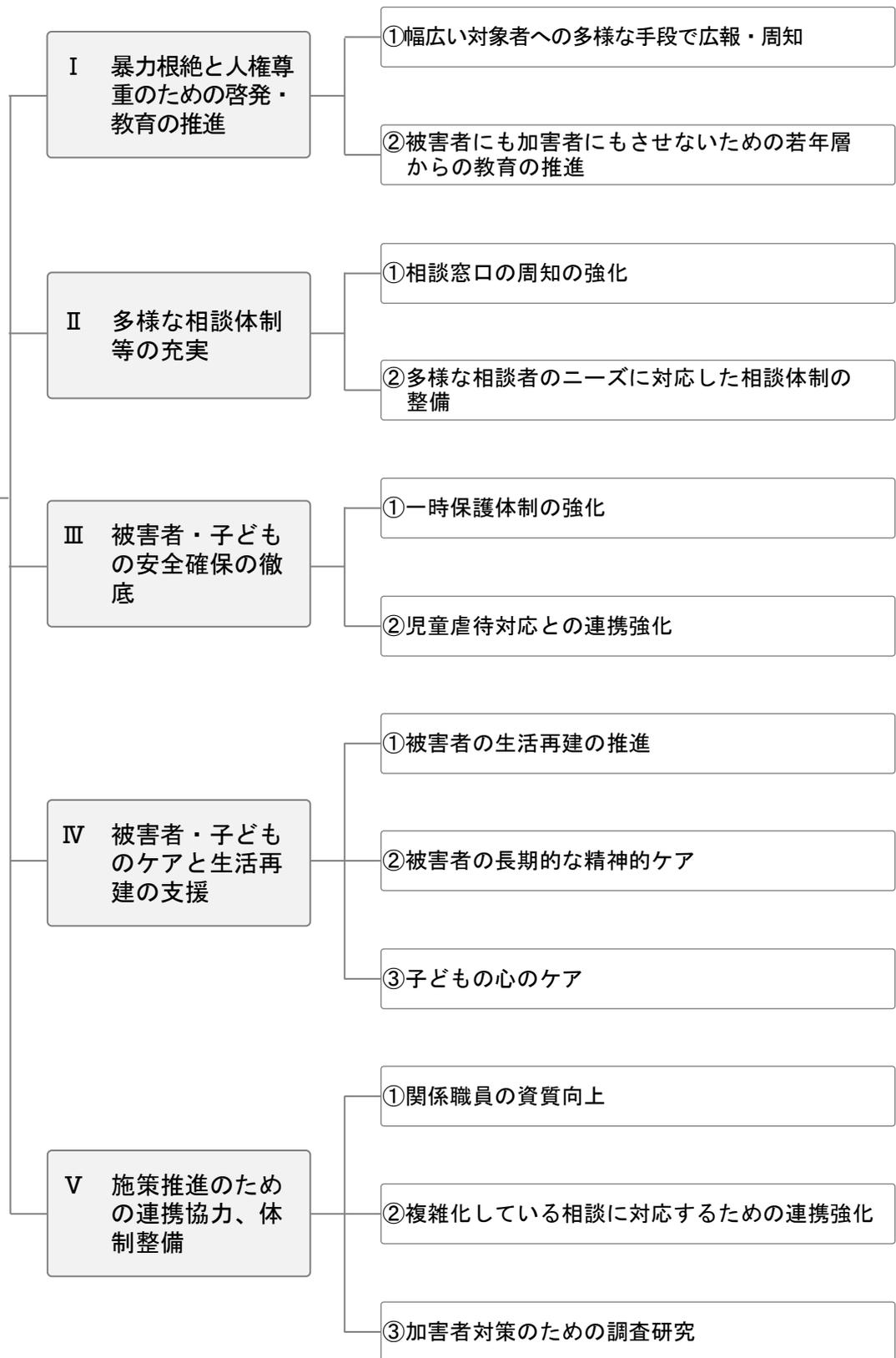
3 施策体系表

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]

DVの根絶



4 数値目標

次期計画の数値目標案

本計画を推進し、その達成度を把握・評価するため、次のとおり数値目標を設定します。

指標項目		調査 時点	目標値	
1	暴力と考える割合	(1) 平手で打つ、足でける	86.9%	100%を目指す
		(2) なぐるふりをして、おどす	68.0%	80.0%以上
		(3) 大声でどなる	65.9%	80.0%以上
		(4) 交友関係や電話を細かく監視する	53.6%	80.0%以上
		(5) 嫌がっているのに性的な行為を強要する	86.0%	100%を目指す
		(6) 生活に必要なお金を渡さない	69.2%	80.0%以上
2	DV被害にあった際に、どこ（だれ）にも相談しなかった人の割合	45.5%	30.0%以下	
3	「デートDV」という言葉も内容も知っている高校生の割合	33.8%	80.0%以上	

※現状値については、

1、2：千葉市男女共同参画センター「配偶者等における暴力に関する調査」
(令和2年度)

3：千葉市「交際相手からの暴力（デートDV）についての意識・実態アンケート調査」
(令和3年度) より